

## 地域密着型通所介護の指定の審査について

### 1 地域密着型通所介護とは

地域密着型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を目指し、必要な日常生活上の世話や機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消や心身の機能の維持、利用者の家族の心身的・精神的負担の軽減を図ることなどを目的として実施します。

利用者が地域密着型通所介護事業所に通い、事業所では食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰りで提供します。事業者は利用者の自宅から施設までの送迎も行います。

### 2 本市における地域密着型通所介護の事業所数

【地域密着型通所介護】市内事業所…10か所

事業所名	住所
ポピンズ芦屋サロンデイサービス	山手町 33-1
Let's リハ芦屋	松ノ内町 3-2-1F
はんしんいきいきデイサービス 芦屋店	春日町 8-4
樹楽 西芦屋	津知町 7-7
リハビリデイサービス スマイル	大東町 11-1
デイサービス京（みやこ）	浜町 15-14
樹楽 芦屋	伊勢町 4-17
ルミエール	高浜町 1-7
ゆいライトフィットネスデイサービス	高浜町 6-1-1F
エビス・リハビリデイサービス	海洋町 12-3

### 3 今回申請のある事業者

法人情報	名称：合同会社 Planet 住所：兵庫県芦屋市緑町1-11-203
事業所情報	名称：フィットネス型デイサービス ノブレス 住所：芦屋市大東町9-1 メガロコープ芦屋1階
添付資料	・法人概要・運営規程・平面図・写真・チラシ

#### 4 指定基準の主なもの

<b>人員基準</b>		管理者、生活相談員、介護職員、機能訓練指導員が適切に配置されているか。
<b>指定基準</b>		フィットネス型デイサービス ノブレス
管理者	常勤専従（管理上支障がなければ、事業所の他の職務に従事できる）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 名配置（常勤）</li> <li>・ 介護職員と兼務</li> </ul>
生活相談員	日ごとの配置時間が下記を満たすか 「サービス提供時間数 ≤ 勤務延時間数」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 名配置（常勤 1 名・非常勤 1 名、介護職員と兼務）</li> <li>・ 左記を満たすことを確認</li> <li>・ 社会福祉主事資格あり</li> </ul>
介護職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス提供時間内、常時 1 名以上配置</li> <li>・ 日ごとの配置時間が下記を満たすか 「サービス提供時間数 ≤ 勤務延時間数」</li> </ul>	左記を満たすことを確認
機能訓練指導員	資格を有する者を 1 名以上配置	・ 3 名配置（非常勤・看護師資格）
生活相談員・介護職員のうち、常勤を 1 名以上配置		左記を満たすことを確認

<b>設備基準</b>		機能訓練室、静養室、相談室、事務室、消火設備等必要な設備・備品が備えられているか
<b>指定基準</b>		フィットネス型デイサービス ノブレス
食堂・機能訓練室	合計面積は 3 m <sup>2</sup> × 利用定員以上か	3 m <sup>2</sup> × 10 名（定員） = 30 m <sup>2</sup> < 50.52 m <sup>2</sup>
相談室	遮蔽物等により、相談内容が漏えいしないよう配慮されているか	現地にて確認
消火設備	消火器や自動火災報知設備など消防法に規定された設備が整っているか	現地にて確認

<b>運営基準</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営規程に記載している内容は適切か</li> <li>・ 苦情を処理するための措置は適正か 等</li> </ul>
<b>指定基準</b>		フィットネス型デイサービス ノブレス
利用定員	18 名以下	1 単位当たり 10 名定員
運営規程	運営規程に記載している内容は適切か。 （以下内容抜粋） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用料及びその他の費用の額</li> <li>・ 緊急時等の対応方法</li> <li>・ 非常災害対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者負担額を明確に記載している。</li> <li>・ 緊急時の対応方法や非常災害対策についてフローチャート等を作成し、速やかに対応できる体制が整備されている。</li> </ul>
苦情処理	対応窓口・担当者を定め、円滑かつ迅速に処理を行う体制が整っているか。	窓口、担当者、処理手順を定め、再発防止に努める体制であることを確認

## 1 法人概要

法人名 合同会社 Planet (ゴウドウガイシャプラネット)  
代表者 竹本 久美子  
法人所在地 芦屋市緑町 1-11-203

## 2 地域密着型サービス事業

事業所名 フィットネス型デイサービス ノブレス  
所在地 芦屋市大東町 9-1 メガロコープ芦屋 1 階  
電話番号 0797-61-5200

### 事業内容

地域密着型通所介護

介護予防・日常生活支援総合事業 指定予防専門型通所サービス

営業日 月～金（祝日も営業）  
（但し、5月3～5日、8月13～15日、  
12月29～1月4日除く）

営業時間 8：30～17：00

サービス提供時間 2単位  
1単位 9：00～12：15  
2単位 13：30～16：45

各定員 10名

対象者 芦屋市在住の要支援1・2、要介護1～5の方  
西宮市在住の要支援1・2の方

送迎 有（車椅子対応）

人員体制 管理者1名（介護職員 兼務）  
生活相談員2名（介護職員 兼務）  
機能訓練指導員3名  
介護職員4名（管理者1名 兼務、生活相談員2名 兼務）

### サービス内容・特徴

フィットネス（リハビリ）に特化したデイサービスです。介護保険適用者（要支援・要介護）を対象として、運動機能の向上・改善するサービスを提供します。具体的には、準備運動やリハビリマシン及びレッドコードを使用した身体の柔軟やトレ

ーニング、お買い物訓練や歩行訓練による生活機能の向上を実施します。

フィットネス型デイサービス ノブレス  
介護予防・日常生活支援総合事業 指定予防専門型通所サービス  
及び 地域密着型通所介護 運営規程

(事業の目的)

第1条 合同会社 Planet が開設するフィットネス型デイサービス ノブレス(以下「事業所」という。)が行う芦屋市及び西宮市が実施する介護予防・日常生活支援総合事業における指定予防専門型通所サービス及び地域密着型通所介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び介護職員、機能訓練指導員(以下「従業者」という。)が、要支援及び要介護状態にある高齢者等に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要支援・要介護状態の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

② 利用者の要支援・要介護状態の軽減、悪化の防止のために、その目的を設定し計画的に行うものとする。

③ 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

① 名称 フィットネス型デイサービス ノブレス

② 所在地 兵庫県芦屋市大東町9-1 マグロコップ 芦屋1階

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。

① 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。

② 生活相談員 1名以上

生活相談員は、事業所のサービスの利用の申し込みに係る調整、生活指導、他の従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従業者と協力して計

画書等の作成等を行う。

- ③ 介護職員または看護職員 1名以上  
介護職員または看護職員は利用者のリハビリや精神のサポート、健康状態の管理等を含む事業の業務に当たる。
- ④ 機能訓練指導員 1名以上  
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な身体的機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。  
(但し、5月3日から5月5日、8月13日から8月15日、12月29日から1月4日を除く)
- ② 営業時間 8:30～17:00
- ③ サービス提供時間  
1単位目: 9:00～12:15 (月曜日～金曜日)  
2単位目: 13:30～16:45 (月曜日～金曜日)  
ただし、場合によっては上記営業時間外でも相談等に応じる体制をとる。

(事業の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、10名とする。

- 1単位目: 10名
- 2単位目: 10名

(事業のサービス内容)

第7条 事業所で行うサービスの内容は、次の通りとする。

- ① 日常生活の支援
- ② 送迎サービス
- ③ 身体機能訓練 (口腔機能訓練を含む)
- ④ 生活機能向上訓練 (買い物訓練等)
- ⑤ 若年性認知症ケア
- ⑥ 健康チェック
- ⑦ アクティビティ  
など事業所において可能な利用者の全般的支援を行う。

(利用料等及び支払いの方法)

第8条 サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示及び芦屋市または西宮市が定める額によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- ② おむつは利用者が用意するものとする。
- ③ その他、事業サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
- ④ ③の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- ⑤ 上記の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、次の通りとする。

- ・芦屋市（但し、奥池町・奥池南町を除く。）
- ・西宮市（但し、大谷町・松園町・霞町・羽衣町・郷免町・御茶家所町・弓場町・屋敷町・松下町・川西町・中浜町・堀切町・上葭原町・中葭原町・下葭原町・大浜町に限る）の区域。

※西宮市が実施する予防専門型通所サービスにおいては、上記記載の西宮市区域のみ対象とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第10条 利用者はサービスの提供を受ける際に、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

（緊急時等における対応方法）

第11条 従業者等は、サービス提供を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び親族、ケアマネージャ等に連携する措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

（非常災害対策）

第12条 事業者は、消防法に規定する防火管理者を設置して、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者へ周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(衛生管理及び従業者等の健康管理等)

第 13 条 事業所は、サービス提供に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

② 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう次の通り措置を講じる。

1. 事業所における感染症の予防及びまん延防止に係る対策を検討する委員会（オンライン会議等を活用して実施できるものとする。）を概ね 6 月に 1 回以上開催すると共に、その結果について従業者に周知徹底を図る。

2. 事業所における感染症の予防及びまん延防止に係る指針を整備する。

3. 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止に係る研修及び訓練を定期的実施する。

(個人情報保護)

第 14 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

② 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所でのサービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(秘密保持等)

第 15 条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

② 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第 16 条 管理者は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第 17 条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

② 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償

すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

- ③ 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(パワハラ対策方針について)

第 18 条 事業所は、性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針（パワハラ対策方針）を整備する。

相談窓口は、管理者が行うものとする。

(虐待防止に関する事項について)

第 19 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の通り措置を講じる。

1. 虐待防止に係る対策を検討する委員会（オンライン会議等を活用して実施できるものとする。）を定期的で開催すると共に、その結果について従業員に周知徹底を図る。
  2. 虐待防止に係る指針を整備する。
  3. 虐待防止に係る定期的な研修を実施する。
  4. 上記措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- ② 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等について)

第 20 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- ② 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- ③ 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 21 条 事業所は、従業員等の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、業務体制を整備する。

1. 採用時研修 採用後 1 か月以内
2. 継続研修 年 1 回以上

- ② 従業者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者から求められたときは、これを提示するものとする。
- ③ 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、サービス決定調書、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。
- ④ ご契約者に対するサービスの記録を作成し、その完結の日から5年間保持し、ご契約者もしくは代理人の請求に応じ、記録の閲覧・複写物の交付に対応する。
- ⑤ この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、合同会社 Planet と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

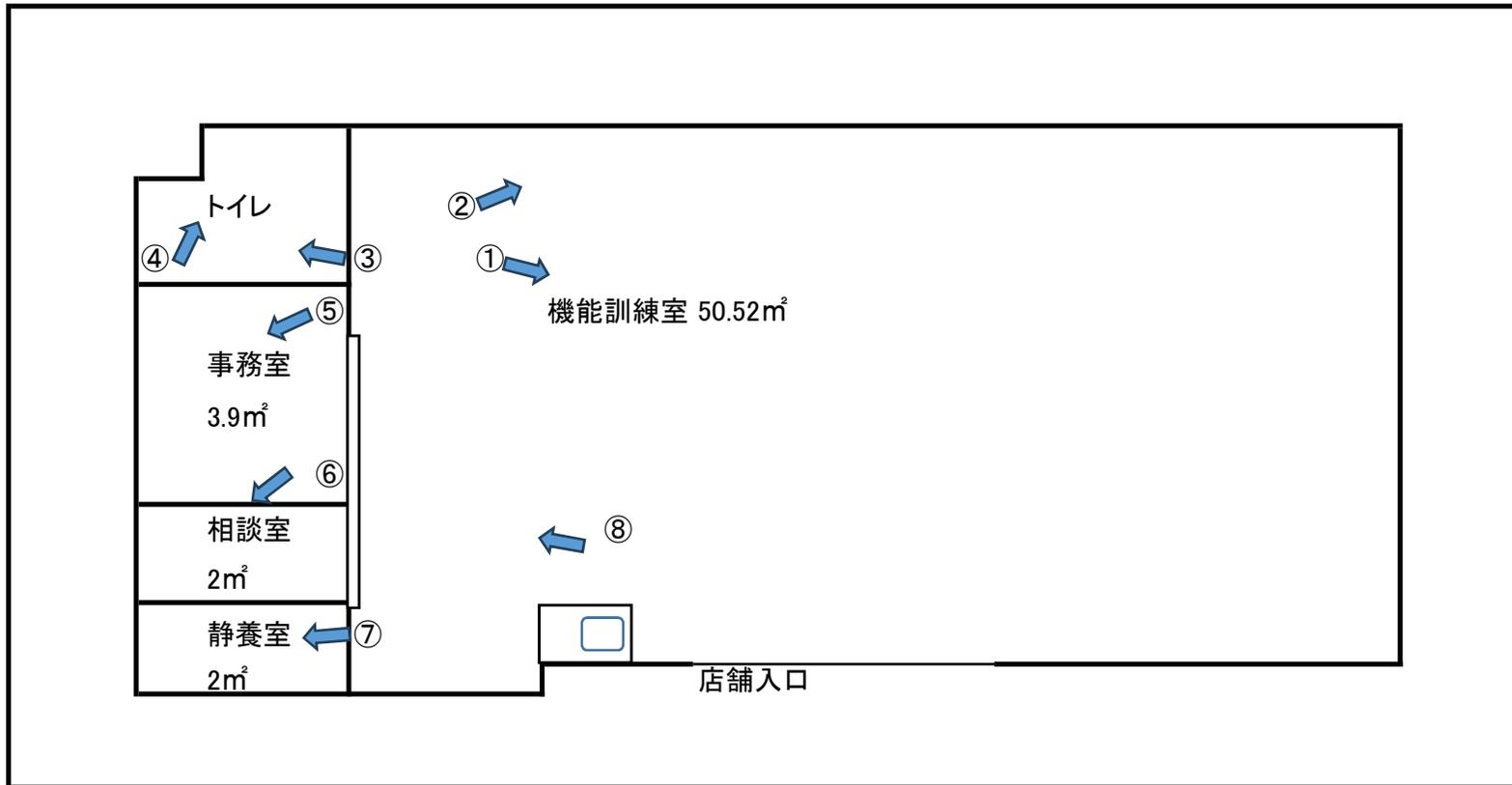
#### 附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

西宮市が実施する予防専門型通所サービスについては令和5年8月1日から施行する。

平面図

事業所・施設の名称	フィットネス型デイサービス ノブレス
-----------	--------------------



①



②



③



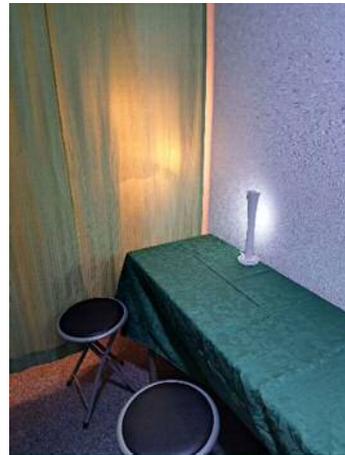
④



⑤



⑥



⑦



## ご利用までの流れ ※まずはお気軽にノブレスへお電話ください

見学・体験  
のお問合せ



ケアマネ様から  
の情報提供



見学・体験  
ご利用



ご契約後  
サービス利用開始

## 利用者様の目標に合わせ充実した機能訓練ができます

★運動機材は◎レッドコード(ひもの運動)、◎レッグエクステンション、◎ヒップアブダクション、◎レッグプレス、◎サイクリングマシン等  
★マッサージ器具は◎フランスベッド全身マッサージ、◎フットマッサージャー等



## ノブレスの宣言

- 一人ひとりが「楽しかった」と思えるデイサービスを目指します
- ご利用者様へ思いやりを持ってサポートします
- 一人ひとりに寄り添ったプランでご利用者様の生活を支えます
- ご利用者様とスタッフが共に楽しく過ごせる安心・安全な場所をつくります
- 地域の皆様から頼られるよう努力し、福祉の充実に貢献します

## 一日のスケジュール

### 午前の部

8:40～(定員10人)

### 午後の部

13:10～(定員10人)

お迎え

9:00～

13:30～

バイタルチェック  
準備体操  
個別メニュー  
・リハビリ運動  
・歩行訓練  
・買物支援  
口腔機能訓練

※ご利用者様のご要望にできる限り寄り添います

※徒歩2～3分のコープでお買物

12:15

16:45

お送り

## 事業所概要

<営業時間>

月～金 8:30～17:00

<サービス提供時間>

午前の部 9:00～12:15

午後の部 13:30～16:45

<定休日>

土曜・日曜 ※祝日は営業しています

GW(5/3.4.5)、お盆(8/13.14.15)

年末年始(12/29～1/4)

フィットネス型デイサービス  
**NOBLESSE-ノブレス**

人生は一度きり。あなたの心と体の健康をサポート

〒659-0023

芦屋市大東町9-1メガロコープ芦屋1階

電話番号 0797-61-5200

メール noblesse.fitness@gmail.com

※お気軽にお問い合わせください

Instagram



ノブレス(高貴なる方への尊敬と思いやり)利用される方が長年の経験や知識をもっておられ、尊敬される存在であり、私たちは介護を受ける方の気持ちを大切にしたいと思い「ノブレス」を事業所名としました。

<準備体操>



※準備体操イメージ

個別メニュー

- ・リハビリ運動

<リハビリマシン>



※リカレントバイク



※レッグカール



※レッグプレス



※ヒップアブダクション



※チェストプレス

<レッドコード> 5台



※レッドコード運動イメージ

<TRX> 1台



※TRX運動イメージ

<買い物訓練（歩行・思考）>



※買い物歩行イメージ



※買い物イメージ

<マッサージ（歩行・思考）>

・フットマッサージャー 2台



・フランスベッド

